

＜基本理念＞

「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や多様な主体が「我が事」として地域づくりに参画し、縦割りの支援から世代や分野を超えた「丸ごと」の包括的な支援への転換を図ることで、障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら、一人ひとりが地域社会の一員として「居場所と出番」を見出すことのできる“全ての県民が共に生きる長野県”の実現を目指します。

I 基本的視点

～プランを貫く「3つ」の柱～

- 1 共生社会の実現を目指して、全ての県民が理解を深め支え合う「心のバリアフリー」を推進
- 2 誰もが、地域で安心して暮らせる自立生活への支援
- 3 生きがいのある、充実した生活を送ることができる社会づくりの推進

II 分野別施策の方向 ～総合的に取り組む「5つ」の分野～

1 権利擁護の推進

- ◆障がいに対する理解の促進（啓発・広報の実践、障がいのある人とない人との交流機会の拡大、障がいの理解を深める研修会の実践）
- ◆権利擁護・虐待防止の推進（障がい者差別解消・虐待防止の推進、権利擁護のための相談・支援体制の充実、成年後見制度の利用促進 等）

2 地域生活の支援

- ◆地域生活移行の支援（サービス提供体制の整備・質の向上、精神障がい者の地域移行・地域定着の支援 等）
- ◆相談支援体制の充実（計画相談・障がい児相談の質の向上、自立支援協議会と連携した地域バックアップ体制の推進 等）
- ◆福祉人材の養成・確保（有資格者の養成や従事者の確保 等）

3 安全で暮らしやすい地域づくり

- ◆安全な暮らしの確保（防犯・交通安全対策の推進 等）
- ◆誰もが暮らしやすいまちづくり（防災対策・災害発生時支援のための施策の充実 等）

4 社会参加の促進

- ◆就労支援の推進（一般就労、福祉的就労の取組促進・農業分野における就農支援 等）
- ◆移動・情報コミュニケーション支援の充実（身体障がい者補助犬の給付及び理解の促進、情報提供体制の整備 等）
- ◆スポーツ、文化芸術活動等の振興（スポーツに親しむ機会の確保 等）

5 ライフステージに応じた切れ目のないサービス基盤の充実

- ◆障がい者に対する適切な保健・医療サービスの提供（地域医療・救急医療の充実、医療的ケア児支援に向けた体制整備 等）
- ◆多様な障がいに対する支援（難病、発達障がい、高次脳機能障がい、強度行動障がい等、障がい特性に応じた支援の充実 等）
- ◆教育・療育体制の充実（障がいの早期発見の取組、地域療育体制の強化、小中学校・高等学校における特別支援教育の充実 等）

III 重点施策 ～強力に推進する「4つ」の施策～

1 障がいへの理解と権利擁護の推進

- ◆啓発・広報の実践、障がいのある人とない人との交流機会の拡大
- ◆障がいを理由とする差別解消、虐待防止対策の推進 等

2 地域生活の充実

- ◆計画相談・障がい児相談の質の向上、福祉人材の養成確保
- ◆地域連携体制の構築

3 社会参加の促進（雇用・就労、スポーツ、文化芸術活動の振興 等）

- ◆相談支援体制の充実、一般企業への就労拡大 等
- ◆手話通訳・要約筆記者等の養成、情報提供体制の整備 等
- ◆地域における障がい者スポーツの定着、バリアフリー情報発信の取組 等

4 多様な障がいに対する支援の推進

- ◆医療的ケア児支援に向けた体制整備
- ◆多様な障がいに対する支援（重度障がい児(者)、難病患者、発達障がい者、高次脳機能障害者、強度行動障がい等への支援
- ◆教育・療育体制の充実、特別支援教育の充実

IV 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画（H30～H32）

【達成目標】

国全体で達成すべき目標として国が基本指針において設定

以下、基本指針の達成目標

- ・施設入所者の地域生活への移行（H28年度末入所者の9%減等）
- ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置）
- ・地域生活支援拠点等の整備（各市町村又は圏域に1つ整備）
- ・福祉施設から一般就労への移行（一般就労への移行：H28年度の1.5倍）
- ・障がい児支援の提供体制の整備等（児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置） 等